2023年１２月号

社会保険労務士

ＷＡＶＥ事務所便り

連絡先：〒501－3232
関市桜本町 2-32-4　エレガンスみやもと 302
電 話：0575-24-3757　　FAX：0575-24-3757
ｅ－ｍａｉｌ：hata50911@gmail.com

フリーランスら個人事業主が労働安全衛生法の対象となります

◆年次有給休暇の取得率が初の６割超え

厚生労働省の令和５年「就労条件総合調査」結果によると、令和４年の年次有給休暇の付与日数の平均は 17.6 日（前年調査 17.6 日）、実際に取得した日数は 10.9 日（同 10.3 日）で、平均取得率は 62.1%（前年比 3.8 ポイント増）と初めて６割を超え、昭和 59 年以降では過去最高となりました。
産業別にみると、郵便局、農業協同組合等の「複合サービス事業」が 74.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が 49.1%と最も低くなりました。

政府は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和３年７月 30 日閣議決定）において、令和７年までに年次有給休暇取得率を 70%以上とすることを目標に掲げています。

◆有給休暇の取得率を上げるためには？

厚生労働省は、毎年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するための集中的な広報を行っています。今年は、リーフレットにて「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入、年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の活用方法について紹介しました。

平成 31 年４月に年次有給休暇の年５日取得義務が施行されて以来、年次有給休暇の取得率は過去最高となりましたが、政府の目標の 70%には及ばない状況です。年次有給休暇の取得率を上げるにはどのような取組みが必要なのか、取得のすすまない企業は厚生労働省の年次有給休暇取得促進特設サイト等を参考にしながら検討する必要があるでしょう。

【厚生労働省「令和５年就労条件総合調査の概況」】
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/index.html
【厚生労働省リーフレット「10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です。」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/001150923.pdf

【厚生労働省　働き方・休み方改善ポータルサイト内「年次有給休暇取得促進特設サイト」】
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

退職代行サービスの利用率は2%～『エン転職』アンケートより

エン・ジャパン株式会社が運営する総合求人サイト『エン転職』上で、ユーザーを対象に「退職代行」について実施したアンケートの結果が公表されましたので、ご紹介します。

◆認知度

「退職代行」とは、労働者本人に代わって、代行業者や弁護士が会社に退職の意思を伝えるサービスです。「退職代行というサービスを知っていますか？」と伺うと、72%が「知っている」と回答しました。年代別でみると、40 代以上の認知度が 64%に対し、20 代は 83%と、19 ポイントの差がありました。

◆利用率

「退職代行サービスを利用したことがありますか？」と伺うと、93%が「ない」と回答。利用経験のない方に理由を伺うと「退職意向は自分で会社に言うべきだと思うから」（44%）が最多でした。一方で、「ある」は全体の２%。利用の理由トップは「退職を言い出しにくかったから」（50%）で、特に 20 代の回答が目立ちました。30 代、40 代のトップは「すぐに退職したかったから」（30 代：52%、40 代以上：45%）でした。

◆退職代行を利用しない条件

退職代行サービスを利用したことがある方に「どのような環境や条件があれば、退職代行を利用しなかったと思いますか？」と伺うと、第１位は「上司が話しやすい」（60%）、次いで「職場の人間関係がよい」（56%）、「退職意向をきちんと認めてくれる風土がある」（42%）が続きました。

◆今後、退職代行を利用するか

「今後、退職代行を利用したいですか？」と伺うと、「今後、使いたいとは思わない」が 31%に対して、「今後、状況によっては使うかもしれない」が 42%となりました。

【エン・ジャパン株式会社「7,700 人に聞いた「退職代行」実態調査～「エン転職」ユーザーアンケートより】
https://corp.en-japan.com/newsrelease/2023/34896.html

12月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

１１日

○　源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○　雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］
○　特例による住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

３１日

○　健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○　健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○　労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○　外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
○　固定資産税・都市計画税の納付＜第 3 期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○　年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］
○　給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］
○　給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。